

燃やすごみ 中でごみ処理手数料がかからないもの

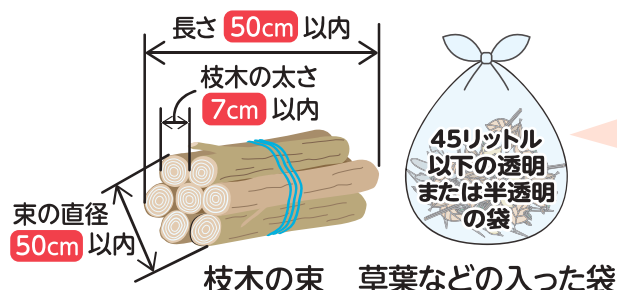


家庭で剪定した枝木・草葉(落ち葉も含む)

※お店や事業所から枝木・草葉を出される場合は、30頁を参照。

◆市に収集依頼するには

- ◎枝木は、太さ7cm以内、長さ50cm以内に切り、直径50cm以内の大きさに束ねる。
- ◎草葉は、45リットル以下の透明または半透明の袋に入れる。



※草や葉に付いた土やごみは、取り除いてください。



【燃やすごみの日に出す場合】⇒クリーンセンターで焼却します。

・戸建て住宅は

1回の収集につき、束と袋を合わせて**3個まで【無料】**



燃やすごみを置く場所と
同じ場所へ、朝9時までに
出してください。

・集合住宅は

1回の収集につき、束と袋を合わせて**10個まで【無料】**



【事前予約が必要な場合】⇒中間処理施設を経由して資源化されます。

・戸建て住宅、 集合住宅は

1回の収集につき、
束と袋を合わせて
**4個から50個まで
【無料】**



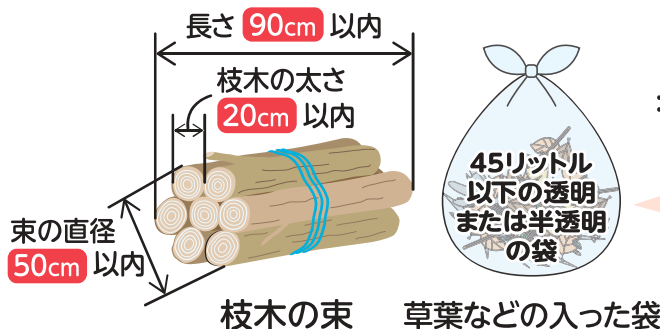
ごみ総合対策課へ電話
で申し込んでください
(0422-60-1802)。



電話をした翌週の
水曜日に指定した
場所へ朝9時まで
に出してください。

◆直接クリーンセンターへ持ち込むには⇒中間処理施設を経由して資源化されます。

- ◎束と袋を合わせて1日あたり**10個まで【無料】**これを超える数のものは粗大ごみ扱い【有料】となります。
- ◎枝木は、太さ20cm以内、長さ90cm以内に切り、直径50cm以内の束であれば受け入れが可能です。
- ◎草葉は、45リットル以下の透明または半透明の袋に入れる。
- ◎排出場所(ご家庭の住所)が確認できる書類(免許証、公共料金払込用紙、郵便物など)をお持ちください。



= 10個まで(束と袋合わせて)

※草や葉に付いた土やごみは、
取り除いてください。

※持ち込みができず、粗大ごみとして収集を依頼する場合は、26頁の手順で粗大ごみ受付センター(0422-60-1844)へお申し込みください。ただしすべて【有料】となります。

※20cmを超える太さのもの、あるいは90cmを超える長さの枝木は、クリーンセンターでは受け入れできません。剪定造園業者または一般廃棄物処理業許可業者にお問い合わせください(31頁参照)。